

三重県被災事業者事業継続支援補助金交付要領
(令和 7 年 9 月 12 日からの大雨)

(目的)

第 1 条 三重県被災事業者事業継続支援補助金（以下「補助金」という。）は、令和 7 年 9 月 12 日からの大雨により被災した小規模事業者が事業継続するために必要な経費を補助することを目的とする。

(通則)

第 2 条 補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成 22 年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要領における用語の定義は次の各号に定めるものとする。

(1) 令和 7 年 9 月 12 日からの大雨

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨により、同年 9 月 13 日に三重県が四日市市に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用した災害をいう。

(2) 小規模事業者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条に規定する小規模事業者を本要領上の小規模事業者とする。

なお、個人事業主も小規模事業者に含まれるが、個人事業主の補助対象者は次のいずれかの者に限る。

ア 令和 7 年 9 月 12 日以前に、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する「個人事業の開始届出書」を提出している者。

イ 各種法令で定める書類（確定申告書、営業許可証等）により、「災害発生日に事業を行っていたこと」が確認できる者。

(交付の対象)

第 4 条 交付対象となる者は、令和 7 年 9 月 12 日からの大雨により被害を受けた小規模事業者で、三重県内に主たる事業所（団体）等を有する者（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する者（みなし大企業）

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業又は公的機関が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業又は公的機関が所有している者

ウ 大企業又は公的機関の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 公序良俗に反する事業を行っている者

(3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行っている者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業（同項第1号に規定する料理店及び同項第5号に規定する遊技設備を除く。）及び第2条第5項の性風俗関連特殊営業、排除要綱第2条第3号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団関係者、同条第5号に規定する暴力団関係法人等又は同条第6号に規定する暴力団等と関係がある者等）

(4) 法人格のない任意団体

(5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者

（補助対象経費、補助率及び補助上限額等）

第5条 補助対象経費、補助率及び補助上限額等は、別表1及び別表2のとおりとし、予算額及び交付決定額の範囲内において交付する。

（交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をする場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があつた場合には、当該申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、補助事業者が令和7年9月12日から大雨により被害を受けた日以降で、交付決定の前に着手された事業継続するために必要な経費についても、適正と認められる場合には、補助金の補助対象経費とすることができる。

(補助事業者の義務)

第8条 補助事業者は、本要領を遵守し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第7条に基づく交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合における、規則第7条第1項の規定による申請の取下げを行うときは、申請取下書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間(令和14年3月31日まで)、知事の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容、経費費目又は補助対象経費を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定における変更とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業の内容に著しい変更が生ずる場合

(2) 補助事業を進める中で、新たな経費費目が発生する場合

(3) 経費費目ごとの補助対象経費額が30%以上増加する場合

(4) 補助対象経費の合計額が 30%以上増加又は減少する場合

- 3 知事は、第 1 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第 12 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

- 第 13 条 補助事業者は、売買、請負その他の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、前項の契約にあたり、国又は三重県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、契約等承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けることで当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項の規定に違反して国又は三重県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第 14 条 補助事業者は、第 7 条に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事が第 18 条の規定に基づく額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治

29 年法律第 89 号) 第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 (平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。) 第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、同条同項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第 1 項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

(事故等の報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、事故等報告書 (様式第 6 号) を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 16 条 補助事業者は、別に定める日現在における補助事業の遂行及び収支の状況について、知事が必要と認めるときは、別に定める日までに状況報告書 (様式第 7 号) を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和 8 年 9 月 30 日まで

に実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 12 条に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合、その日から 30 日以内又は令和 8 年 9 月 30 日のいずれか早い日（土・日・祝日の場合はその前日）までに実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 18 条 知事は、前条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 11 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第 19 条 補助事業者は、前条の規定に基づき通知された補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 20 条 知事は、第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づく補助事業の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条に基づく交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、本要領又は法令若しくは本要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5）補助事業者が、宣誓・同意書（様式第 1 号 別紙 1）の内容に違反し

た場合

(6) 補助事業者が、同一の補助事業に対して、国、三重県（三重県が出資又は出捐する団体を含む。）、市町その他これに類する者から補助金等の交付を受けている場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（第10号様式）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項に規定する取得財産等は、取得価格、又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、取得財産等について補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号に定める期間について適用する。
 - (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産については、大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間。
 - (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める耐用年数に相当する期間。

- 3 補助事業者は、第1項に規定するただし書の適用を受けようとするときは、財産処分承認申請書（第11号様式）を知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定に基づいて財産の処分を承認したときは、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該補助事業者が当該取得財産等の処分により収入があったと認めた場合は、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を三重県に納付させるものとする。

（立入検査等）

第23条 知事は予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は本県職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（提出書類及び提出期日）

第24条 本要領等により定める提出書類及び提出期日は、別表3のとおりとする。

（その他）

第25条 規則、排除要綱及び本要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

本要領は、令和8年4月1日から施行する。

本要領は、令和8年7月24日から施行する。

別表 1 補助対象経費、補助率及び補助上限額等（第 5 条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額等
令和 7 年 9 月 12 日から の大雨により被害を受け た施設又は設備の復旧に 係る経費	補助対象経費の 3 分の 2 以内	上限 2,000,000 円 (千円未満切り捨て) ※施設又は設備の復旧に ついて受領する保険・ 共済金がある場合、別 表 2 の方法により補助 対象経費から控除す る。

別表 2 補助対象経費の算定（第 5 条関係）

補助対象経費の算定
補助事業者が、本事業で復旧を行う施設又は設備について受領する保険・共済金（給付金その他これに類する災害を事由として支払われるものを含む。以下、同じ。）がある場合、本事業で復旧を行う施設又は設備の復旧に要する経費から当該保険・共済金の額を控除した額を、当該補助事業者に係る補助対象経費とする。

別表 3 提出書類一覧（第 24 条関係）

書類名称	様式	部数	提出期日
交付申請書	様式第 1 号	1 部	知事が別に定める日
申請取下書	様式第 2 号	1 部	補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 14 日以内
変更承認申請書	様式第 3 号	1 部	補助事業の変更を行う日の 15 日前まで
中止（廃止）承認申請書	様式第 4 号	1 部	補助事業の中止（廃止）を行う日の 15 日前まで
契約等承認申請書	様式第 5 号	1 部	
事故等報告書	様式第 6 号	1 部	補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる又は補助事業の遂行が困難となる事故等の発生後速やかに
状況報告書	様式第 7 号	1 部	知事が別に定める日
実績報告書	様式第 8 号	1 部	令和 8 年 9 月 30 日まで又は第 12 条に基づく補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合においては、その日から 30 日以内又は令和 8 年 9 月 30 日のいずれか早い日まで
精算払請求書	様式第 9 号	1 部	
取得財産等管理台帳	様式第 10 号	1 部	
財産処分承認申請書	様式第 11 号	1 部	知事が別に定める日